◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第５号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名称　東京大学（本郷）文系総合研究棟新営工事

⑶　工事場所　東京都文京区本郷７－３－１（東京大学構内）

⑷　工事概要　東京大学（本郷）文系総合研究棟の技術協力（設計　意匠分野・構造分野・設備分野）及び工事（施工）

・構造規模　鉄骨鉄筋コンクリート造（上部鉄骨造）、地上14階・地下１階

・延べ面積　約8,770㎡

工事内容

・建築一式

・電力設備一式、通信情報設備一式、防災設備一式

・空調設備一式、換気設備一式、自動制御設備一式、動力設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、消火設備一式、給湯設備一式、屋外設備一式

⑸　工事期間　契約締結日の翌日から平成28年３月31日まで。

⑹　本工事は、入札前にＶＥ提案及び参考価格を受け付ける入札時ＶＥ方式による。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事（施工）である。

⑻　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

２　入札参加者の一般事項に関する競争参加資格次に掲げる条件を満たしていること。

⑴　「国立大学法人東京大学契約事務取扱規程」（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑶　文部科学省における一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有していること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　本工事について、大学がアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画と本アドバイザリー業務において協力関係にある石井法律事務所、大学が実施設計業務を委託した有限会社香山壽夫建築研究所並びに株式会社Ｔ・Ｓ・Ｇ（以下、これらを総称して「当該受託者」という。）又は当該受託者と以下の基準のいずれかに該当する関係において関連がある建設業者でないこと。

１）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業

２）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該企業

⑹　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係において関連がある建設業者でないこと。

１）資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①　親会社と子会社の関係にある場合

②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２）人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

・その他上記１）又は２）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑺　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　入札参加者の技術協力に関する競争参加資格次に掲げる条件を満たしていること。

⑴　「建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）」第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

４　入札参加者の工事（施工）に関する競争参加資格　次に掲げる条件を満たしていること。

⑴　文部科学省における一般競争参加者の資格の認定の際に、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、建築一式工事においては1,140点以上、電気工事においては850点以上、管工事においては850点以上であること。

⑵　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、下記１）、２）の要件を満たす同種工事の施工実績（建築一式工事）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造（上部鉄骨造も可）、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造も可）、鉄骨造のいずれか、かつ、地上５階以上、延べ面積3,000㎡以上の新営工事

２）建物用途　事務所、校舎、研究施設のいずれか

※１）、２）は、同一の工事であること。

⑶　次に掲げる基準を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。

１）一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成11年度以降に、上記⑵に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

３）監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑷　次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること（なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。）。

１）一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

５　落札者の決定方式等

⑴　落札者の決定方式　本工事は、入札前にＶＥ提案及び参考価格を受け付ける入札時ＶＥ方式により落札者を決定する。

なお、本工事は、政府調達協定（「1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、落札者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

⑵　落札者の決定方法　入札参加者の中から、最も低い入札金額の者を落札者として決定する。

６　入札手続等

⑴　担当部局　〒113―0033 東京都文京区本郷五丁目24番５号　角川本郷ビル８階　東京大学施設部施設企画課予算・契約チーム　電話03―5841―2209（直通）

⑵　入札説明書等の交付

１）入札説明書等（要求水準書等を除く。）の交付　平成26年11月18日から平成26年12月５日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。

（http://www.u-tokyo.ac.jp/fac01/b07_07_03_j.html）